

本庁舎屋上避難器具更新業務仕様書

1 業務の名称 本庁舎屋上避難器具更新業務

2 業務の場所 鳥取市東町一丁目220番地

3 業務期間 契約締結日から令和7年10月31日まで

4 業務概要

本業務は、本庁舎屋上に設置されている避難用救助袋およびその格納箱を更新するものである。

5 業務内容

(1) 基本方針

- ア (2)に記載なき事項であっても、本業務を行う上で必要な部材等は、受注者の負担で適切に整備すること。
- イ 物品の搬入や交換作業にあたっては、県庁舎の業務に支障が生じないよう配慮し、必要な仮設は本業務にて行うものとする。
- ウ 本仕様書に記載されている仕様を満たす機能を有した機器を整備するものとし、発注者の承諾を得て製作・発注すること。
- エ 更新後に試験調整を行い、避難器具が正常に動作することを確認すること。
- オ 撤去機器は関係法令に基づき適切に処分すること。
- カ 本業務にあたって必要な消防署への申請及び手続き関係は、本業務に含めるものとする。

(2) 機器仕様

本業務の機器仕様は下表の通りとする。

項目	仕様・性能	参考製品	数量
斜降式 救助袋	直面降下式 地上約26m(GL～屋上スラブ上端)	エースR(A-3)	1
格納箱	SS製 塗装含む 取付金具、屋外用チェッカープレート、 使用方法表示板を含む。		1

(3) 保証

- ア 本業務で更新した機器等の瑕疵に関しては、受注者の責任において修正、交換及び対処を行い、関係書類を修正の上、提出すること。
- イ 本業務で納入した機器の保証期間は引渡しから、1年とする。

6 特記事項

(1) 諸法規の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

(2) 共通仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編：令和4年版）によるものとする。

(3) 業務責任者

受注者は、本業務実施前に、作業従事者のうち、消防設備士甲種5類の資格を有する技術者1名を業務責任者として選任し、発注者に通知すること。なお、通知の際、その資格を有することを証する書類を合わせて提出すること。

(4) 作業日時、方法

受注者は、本業務の実施にあたっては、事故のないよう細心の注意を払い、作業日時、作業方法等を発注者と十分協議の上、施設運営等に支障を生じないようにすること。

(5) 提出書類

名称	部数	提出時期
業務責任者選任（変更）通知書（仕様書様式第1号）	1部	契約締結後速やかに
業務計画書（参考様式1から3までを参照のこと。）	1部	契約締結後速やかに
業務完了通知書（仕様書様式第2号）	1部	業務完了後20日以内に
保証書	1部	引渡し時に
その他、発注者が指示するもの		

(6) 業務完了通知書及び検査

受注者は、業務を完了したときは20日以内に業務完了通知書（仕様書様式第2号）を発注者に提出し、発注者が業務完了通知書を受領した日から10日以内に発注者の検査を受けるものとする。

(7) 光熱及び水道等の利用

受注者は、本業務に必要な光熱及び水道は、業務計画書により発注者の承諾を得て無償で使用できるものとする。

(8) 損失負担

受注者は、本業務実施に伴い発注者に損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告し、損害を賠償すること。

また、第三者に被害を及ぼした場合は、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において補償を行うこと。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由によるときはこの限りでない。

7 一般共通事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 秘密の保持

- ア 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- イ 受注者は、本業務に従事する者並びに(3)の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、アの規定を遵守させなければならない。
- ウ 発注者は、受注者がア及びイの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- エ アからウまでの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(3) 再委託の禁止

- ア 受注者は、発注者の承認を得ないで、再委託をしてはならない。
- イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

(4) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(5) 委託料の支払

- ア 受注者は、6の(6)の検査合格後、速やかに委託料の請求書を発注者へ提出するものとする。
- イ 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る委託料を支払うものとする。

(6) 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(7) その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(仕様書様式第 1 号)

業務責任者選任（変更）通知書

鳥取県知事

様

次のとおり業務責任者を選任（変更）したので通知します。

令和 年 月 日

受 注 者 住 所
名 称
代 表 者

委 託 業 務 の 名 称	本庁舎屋上避難器具更新業務
委 託 業 務 の 場 所	鳥取県鳥取市東町一丁目 2 2 0 番地
業 務 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
業 務 責 任 者 氏 名	

(仕様書様式第2号)

業務完了通知書

鳥取県知事

様

次のとおり業務が完了したので通知します。

令和 年 月 日

受注者住所
名称
代表者

委託業務の名称	本庁舎屋上避難器具更新業務
委託業務の場所	鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
業務期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
委託業務完了年月日	令和 年 月 日
業務委託料	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の金額 円)

(参考様式1)

業 務 計 画 書

(本庁舎屋上避難器具更新業務)

令和 年 月 日

受注者 住 所

名 称

代表者

業務責任者

目 次

1 委託業務概要

- (1) 委託業務の名称
- (2) 委託業務の場所
- (3) 委託業務の期間
- (4) 委託業務の対象施設
- (5) 委託業務の概要

2 業務実施体制

※参考様式2 参照

3 故障・事故等の緊急時の連絡体制

※参考様式3 参照

4 業務要領

- (1) 業務内容、修繕項目等
- (2) 業務実施工程表
(業務における実施予定日、更新機器納期等を記載すること。)
- (3) 機器納入仕様書・使用材料
(カタログの写しでも可)
- (4) 業務担当者名簿
- (5) 業務結果報告書様式
- (6) 業務作業写真報告書様式

2. 業務実施体制表

委託業務の名称： 本庁舎屋上避難器具更新業務

受注者： ○○○○○○

社内体制(受注者側の上位体制)		
役職	氏名	連絡先
代表取締役	○○ ○○	085x-xx-xxxx

報告 ▲ 対応指示 ▼

役職	氏名	連絡先
○○課長	○○ ○○	085x-xx-xxxx

報告 ▲ 対応指示 ▼

業務責任者（受注者側）			
所属	職	氏名	連絡先
○○営業所○○課	○○	○○ ○○	085x-xx-xxxx xxxx@xxxx (携帯:090-・・・)

作業報告 ▲ 作業指示 ▼ 業務状況確認

業務担当者（受注者側）			
所属	職	氏名	担当業務
○○営業所○○課	○○	○○ ○○	○○○○作業
○○営業所○○課	○○	○○ ○○	○○○○作業
○○営業所○○課	○○	○○ ○○	○○○○作業

業務完了通知提出
業務報告書等提出

検査結果通知
対応指示

発注者側担当者			
所属	職	氏名	連絡先
県庁総務部総務課	機械技師	松下 勝	0857-26-7773

3. 緊急時の連絡体制

委託業務の名称： 本庁舎屋上避難器具更新業務

受注者： ○○○○○○

